

# 大豆の放射性物質調査の考え方（宮城県）

平成23年10月25日

## 出荷自粛要請

市町村単位に調査結果がすべて判明するまでの間、当該市町村全域における大豆の出荷自粛を要請

## 出荷前調査

対象：大豆を作付けし、出荷・販売の実態がある市町村

### 暫定規制値を超えた場合、市町村単位で出荷制限

#### ① 以下のいずれかに該当する市町村

（調査点数3点以上）

- ・農地土壌中の放射性セシウム濃度が1,000Bq/kg以上

（白石市・丸森町 2市町）

- ・大気中の放射線量が平常値の範囲を超える

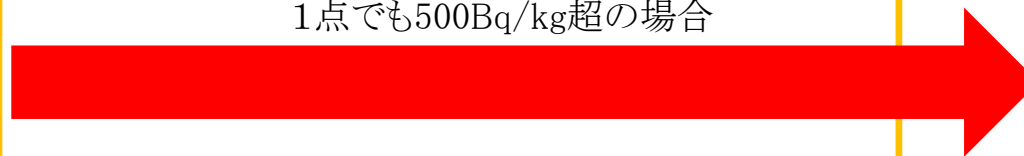
（角田市・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・亘理町・山元町・大崎市・加美町・栗原市・登米市・気仙沼市 12市町）

#### ② その他の市町村

（調査点数1点以上）

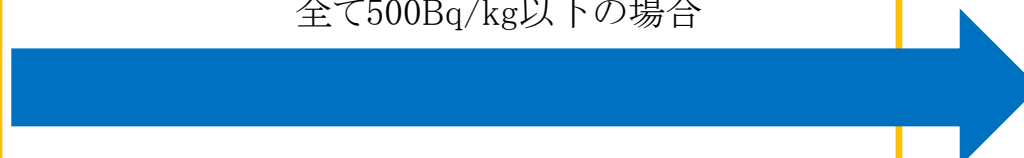
（塩竈市・七ヶ浜町・女川町・南三陸町を除く17市町村）

1点でも500Bq/kg超の場合



出荷制限  
（市町村単位）

全て500Bq/kg以下の場合



通常出荷

（出荷自粛の解除）

- ・県内で90点程度の調査を実施
- ・調査実施期間 10月下旬～12月上旬